

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年7月26日（水）16:18～16:42
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授
医療法人社団混志会 社員・理事 |
| 委員 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会常務理事 |
| 委員 | 安田 洋祐 | 大阪大学大学院経済学研究科教授 |

<関係省庁>

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 本針 和幸 | 出入国在留管理庁政策課長 |
| 太田 三音子 | 経済産業省商務・サービスグループサービス政策課長 |
| 山口 徳彦 | 経済産業省商務・サービスグループサービス政策課サービ
ス産業室長 |
| 平嶋 壮州 | 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）政策統括室参事官 |
| 菊田 正明 | 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課海外人材受入就労
対策室長 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 河村 直樹 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 安楽岡 武 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 菅原 晋也 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 家事支援外国人受入事業の雇用期間について
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。
本日の議題は、「家事支援外国人受入事業の雇用期間について」で、出入国在留管理庁、

経済産業省及び厚生労働省にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は、事務局から提出されておりました、公開予定でございます。本日の議事についても、公開予定です。

本日の進め方でございますが、まず、事務局から10分程度で説明をさせていただき、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 関係者の皆様、お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

これから、家事支援外国人受入事業の雇用期間に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いいたします。

○菅原参事官 内閣府地方創生推進事務局参事官の菅原と申します。

それでは、資料に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、資料の2ページを御覧ください。左上になりますが、特区による制度ができます前は、家事支援活動を行う外国人は外交官または高度外国人材などが雇用する場合しか入国・在留が認められていないといった状況でした。これを国家戦略特区における特例といたしまして、自治体と関係行政機関により構成する第三者管理協議会による管理の下で、この家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とするものがこの特区の制度でございます。その際、本日の議題になってまいります、※2に記載のとおり、家事支援サービス企業が家事支援外国人材を雇用できる期間は5年が上限とされております。右側を御覧くださいと、これまで、東京、神奈川をはじめ、3大都市圏でこの事業が展開されております。

資料の3ページを御覧ください。家事支援外国人材の入国状況になります。平成28年度より受入れを開始いたしまして、これまで約1,300名の方が本制度を活用して入国されているということで、よく使われている制度でございます。一方で、新型コロナに伴う入国制限によりまして、約3年にわたりまして新たな人材の受入れがほぼできていなかったということで、このグラフのとおり、2～4年目の人材の方が極めて少ないといった状況です。そうした中、平成30年度頃に入国しまして、これまでに経験を積んだ人材の多くの方が、今年度、帰国することが見込まれているといった状況でして、各企業においては、サービスの中核を担って、後輩の指導、サポートができる人材が不足する可能性があるといった状況でございます。こうした状況のため、業界団体であります全国家事代行サービス協会からは、5年を超える雇用期間を認めてほしいといった要望をいただいているところです。

資料の4ページを御覧ください。この雇用期間に関します今後の対応の方針ですが、記載のとおりで、まさに新型コロナに伴う入国制限を要件として、先ほど申し上げたような外国人材の大幅な不足が見込まれる状況を踏まえまして、新型コロナの入国制限があった期間も考慮しながら、まずは当面の臨時的な対応について関係省庁とも連携して検討して、早期に措置を講じたいと考えております。また、業界団体の意向等も踏まえつつ、例えば、

特定技能への移行など、長期的な対応についても併せて検討してまいりたいと考えております。

資料の5ページを御覧ください。参照条文を付けておりますが、下の段になります。総理大臣の決定として定めております家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針がございます。この中において、第4の第4項において、雇用契約の締結に当たりまして、家事支援活動を通算して5年以上行わせてはならないといった規定がございます。今回、この規定の見直しについて、関係省庁と検討した上で、早期に見直しを講じられればと考えているところです。

事務局からの説明は、以上となります。よろしくお願いたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から、御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明をどうもありがとうございます。

非常に重要なテーマになってくるかと思えます。一方で、コロナの影響で、コロナのときに入国できなかったということで、これからも漸減的に減っていくことが想定されますので、早期にこの当面の措置を実施していただく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうかということが一つです。

もう1点としては、最終的には、こういった家事支援の方々について、特定技能に移行していくことが考えられるのではないかと思います。この際に、例えば、資格や認定制度もあり得るかと思えますが、所管の経済産業省としてどのような課題があるとお考えがあるかや、出入国在留管理庁としても、特定技能などに移行していくことについて、今後どういった課題があるとお考えかを教えていただければと思いました。

○中川座長 ありがとうございます。

落合委員から、緊急的な措置、至急の措置が必要なのではないかと御認識を示されて、いかがでしょうかということをお尋ねになっているかと思えます。特定技能への移行などにつきましても、関係省庁の御意見をお伺いできればというお話だったと思えます。

どうぞ、お願いします。

○菅原参事官 まず、最初、内閣府から1点目の御質問について。

御質問をありがとうございます。

まさに早期に講じなければと思っておりまして、この秋以降、毎月約20人とか、それぐらいの規模で帰国される方が出てくると承知しております。そういったかなり切迫した状況であることを踏まえまして、資料に記載のとおり、コロナを踏まえた臨時的な対応として、文字どおり、早期に措置を講じたいと考えております。

1点目、私からは以上です。

2点目は、よろしければ、経済産業省、出入国在留管理庁から、御回答をお願いします。

○中川座長 お願いします。

○太田課長 経済産業省でございます。サービス政策課長をしております、太田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

御質問いただきまして、ありがとうございます。

業を所管しています経済産業省としましても、今回御議論いただくような短期的な3年の延長も業界からも大変要望が強いものですから、こういったものを入れていただくと大変助かると考えております。

また、長期的なところでございますが、先ほど御指摘のあった特定技能への移行も今は特区でやっていただいておりますので、そういった移行が念頭にある議論は当然あると認識しております。

一方で、御指摘いただいたように、何らかの技能を認定するような制度、あるいは、業界の詳細な概況の把握、ニーズもきちんと把握をしていくということになるかと思ひます。こういったことは業界の協力なくしてはできないということでございますので、これまでもコミュニケーションを取らせていただいておりますが、継続的に業界の方々と密にコミュニケーションを取らせていただきながら、具体的にどのような取組をしていけるか、今後も検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中川座長 出入国在留管理庁、いかがでしょうか。

○本針課長 出入国在留管理庁でございます。

落合委員から御質問いただいた中で、特に特定技能への検討は、今、経済産業省の太田課長から言われたとおり、まずは業の所管省庁で色々と検討される話だとは思ひますが、特定技能制度を所管する出入国在留管理庁といたしましても、特定技能制度は、まず、特定産業分野、いわゆる人手不足が生じている分野かどうかという評価、何を言っているかと申しますと、いきなり外国人材を入れるかどうかという話ではなくて、まず、国内の生産性向上や国内の人材確保が十分に図られている上でなお外国人材を入れる必要があるかどうかというところをきちんと評価する必要があると思ひますし、先ほど経済産業省がおっしゃったように、今の業界として、そういった形でのコンセンサスが取れるか、また、そういう方を入れるとしても、そういう技能を評価するような仕組みがあるかどうかというところが、特定技能への移行においては、検討が必要だと思ひますので、今後、そういったところも含めて、制度所管庁としてもきちんと確認していきたいと思ひているところでございます。

○落合座長代理 それぞれ、前向きな御回答をいただけたと思っております。経済産業省でも、今、出入国在留管理庁でおっしゃられた問題意識に沿った準備を進めていかれると、先ほどの御説明を踏まえて思ひましたので、経済産業省でも改めて主導して進めていただきつつ、是非、出入国在留管理庁にも一緒に御検討いただければと思ひます。

どうもありがとうございます。

○中川座長 ほかの委員の方で、御発言をされる方はいらっしゃいますでしょうか。

菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

今の落合委員の質問に加えて、短期と中長期の対応で質問します。短期では既に逼迫しているので何らかの措置をとることなのですが、具体的にどういう措置を講ずるかを教えてください。また、中長期ですが、今後、人手不足や受入見込数の設定プロセスの整理が必要ですが、そのためにも、需要予測を、経済産業省はどのくらいの需要見込みをもっていらっしゃいますか。2018年、2019年ぐらいまで、コロナ前にはかなりの利用世帯数や利用希望数の伸びがあったと思うのですが、今後、益々女性活躍や人手不足で家事支援ニーズが高まっていくと思われるのですが、どの程度の市場規模を見込んでいるかということ。また、中長期的な検討をされるということなのですが、もし決まっていれば、いつまでにどのようなポイントで検討をする予定かを教えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

まず、喫緊の課題のほうは、事務局でよろしいでしょうか。

○菅原参事官 事務局から、お答え申し上げます。

本日の資料の4ページ、分かりづらくて恐縮ですが、まさに新型コロナの入国制限が令和2年から令和4年の約3年程度あって、そういった入国制限の期間に呼応させまして、同じ期間を延ばしていくと言いますか、5年からプラスアルファをして延ばしていくようなことができないかといったことを関係省庁とも検討しているところでして、今、最終調整と言いますか、早期の措置に向けた調整を急いでいるところでございます。

○中川座長 続きまして、中長期的な家事支援サービス市場の需要予測、あるいは、いつまでにどのような検討をされるのかということ、経済産業省から、お答えいただいてもよろしいでしょうか。

○太田課長 再び、経済産業省の太田でございます。よろしくお願いいたします。

委員から御指摘のありました具体的なニーズ、見込数あるいは市場規模ですが、現在、具体的に数値として我々として正確に把握できているところではないということが実情でございます。しかし、アンケート調査などを行いますと、実際、今、家事支援サービスを使っているのは僅か1.8%というデータが出ております。こちらは、価格面でもまだ高いこと、あるいは、家の中に他人が入ることへの心理的な抵抗感で、共働きが増え、こういったものを潜在的にニーズとしては持っているものの、まだ使用まで至っていないという世帯が相当数あるのではないかと捉えております。そういった意味で、弊省としましては、供給をするというだけではなくて、需要の喚起も大変重要だと思っております。業界の方々とのお話の中でも、両面で、需要の喚起のところを一緒に並行して行っていきながら、ボリューム感としてももう少し伸びてこないか、そういう意味では、今すぐ特定技能という御議論になると、業界側も具体的な人手不足の数を明確に出すことは難しいのではないかと

いうお声も聞いております。弊省としましては、この需要喚起の観点でも、今、支援策を様々に検討しておりますが、需要の喚起もしながら、今回の短期的なところも支援いただきながら、長期的なところを業界とともにきちんと詰めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中川座長 菅原委員、いかがでしょうか。

○菅原委員 どうもありがとうございます。

今政府で検討されています技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議でも受入見込数の設定プロセスの不透明さは指摘されているところなので、需要の刺激策もあるのですが、その前にどのぐらいの市場規模を見込んでいるかというところから受入見込数のプロセスをきちんと見える化をしていくことは、政策を打っていく上で重要だと思いますので、今御説明があったような調査を各業界との連携によって進めていただければと思います。

○中川座長 そのほかの委員の方で御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

安田委員、お願いします。

○安田委員 どの省の方にお伺いすればいいのか分からないのですが、初歩的な質問で、資料の3ページ目の年度ごとの入国者数の推移ですが、平成30年が前後と比べると突出して多い気がするのですが、この年から、法律が変わったとか、何か特別な施策を行ったのでしょうか。ここだけ数が多いことと、この方たちは最長が5年ということである、不法滞在をしていない限りは、そろそろ帰り始めているというか、帰っている頃だと思えるのですが、この3年の延長が迅速に認められれば、ここで大量に入国されていた方はかなり日本にとどまられる見込みがあるのでしょうか。そのあたりを御存じの方がいらっしゃったら、教えていただきたいです。

○中川座長 事務局からでよろしいでしょうか。

○菅原参事官 事務局から、御回答いたします。御質問をありがとうございます。

今、家事支援外国人材を受け入れている企業が6社ほどいらっしゃいますが、6社が、たまたまというのか、平成30年度に、獲得競争というわけではないのですが、多くの外国人材の方の受入れを一斉に始めたところとして、平成30年度が突出して多いのはそういった各社が一斉に始めたということが大きいかと思っております。その上で、平成30年度に入った方は、上限が5年ではあるのですが、中には2年目や3年目で帰られた方もいらっしゃいますので、入った約800人の方が、皆さん、今も5年目としていらっしゃるかと、そういう状況ではないということでございます。一方で、一定数の方はまさに5年目を迎えようとしておりますので、一刻も早くこういった臨時的措置を講ずれば、多くの方は引き続き滞在されて重要な戦力として家事支援サービスの提供に携わっていただけたと考えております。

○安田委員 ありがとうございます。

帰ってほしくないですけれども、ルール上は、平成30年度に入っていれば、令和5年度には帰らなければいけないわけですので、ぜひお急ぎいただきたいです。

先ほど経済産業省から需要喚起が大切だというお話がありまして、僕もそのとおりだと思います。我が家では、東京に住んでいたときに家事代行サービスを使っていて、そのときに、妻や周りの利用者、あるいは、使えるのだけれども使わないという人たちの意見を聞いて感じてしたのは、経済的な理由で使えないというケースもあるのですが、ぶっちゃけ、そんなにサービス料自体は高くない。ただ、日本の場合、本来諸外国でいうと家事代行を使っていて当たり前みたいな家庭がほとんど使っていないというところが問題で、それは、何となく感じるのですが、使っているとママ友同士で微妙な空気になるとか、割とソーシャルな理由で使っていない人もいるような気もするのです。逆に言うと、多くの人を使い始めると、使ってもいいんだというか、使うのが常識だという形で、利用が加速度的に広まる可能性もありそうです。今後、需要喚起を行う際に、経済的なインセンティブももちろん重要だと思うのですが、それ以上に、この家事代行を使える人は気軽に使えるという空気づくりと言いますか、何となく、そういったモデルケースを発信するなり、家事代行を使っているインフルエンサーをお願いするといったアプローチが、この件に関しては、少なくとも、ある程度所得に余裕がある家庭にとっては、有効なのではないかと感じます。これはあまり専門知識に基づいた発言ではないのですが、せっかくの機会なので、お伝えできればと思いました。

以上になります。

○中川座長 ありがとうございます。

そのほかの方で御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、各委員からの御指摘、事務局も含めた関係省庁の方々との認識として、喫緊の措置が必要だということについては共通認識が持っているといます。その点につきましては、事務局が中心となって、関係省庁と連携しながら、至急、措置を講じるべく、調整をしていただければと思います。中長期的な特定技能への移行などにつきましても、委員からの御指摘にもありましたように、データをきちんと整備する、あるいは、安田委員から経験に基づいた御指摘などもありましたが、そういった需要喚起をするような措置も頭に置きながら御検討いただければと思っております。

何か御発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、これをもちまして、家事支援外国人受入事業の雇用期間に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、どうもありがとうございました。